

離島漁業再生支援交付金等交付要綱

平成17年4月1日16水漁第2354号農林水産事務次官依命通知
改正 平成21年度4月1日20水漁第2740号

- 第1 農林水産大臣は、離島漁業の再生を図るため、離島漁業再生支援交付金及び離島漁業再生支援推進交付金(以下「交付金等」という。)の交付に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に交付金等を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)、及び予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率等は、別表に掲げるとおりとする。
- 第3 別表の事業の欄に掲げる1及び2の事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。
- 第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条に規定する申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣(沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「農林水産大臣」という。)に提出するものとする。
- 第5 規則第2条の規定による申請書の提出の時期は、毎年度農林水産大臣が別に定める日までとする。
- 第6 農林水産大臣は、第5の規定による交付金等交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、交付金等決定通知書を都道府県知事に送付するものとする。
- 第7 都道府県知事は、規則第3条第1号イ又はロの規定に基づき農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 第8 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。
なお、別表の事業の欄に掲げる離島漁業再生支援推進交付金の(1)及び(2)の経費の相互間の流用をしようとするときは、第7によらなければならない。
- 第9 都道府県知事は、規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣の指示を求める場合には、交付金事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付金事業の遂行が困難となった理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 第10 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金等の交付のあった年度の12月末日現在において別記様式第3号により、遂行状況報告書を作成し、1月末までに正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
ただし、第11に定める概算払い請求書をもってこれに代えることができるものとする。
- 第11 都道府県知事は、概算払をもって交付金の請求をしようとするときは、別紙様式第5号のとおりとし、正副2部を水産庁長官（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に提出するものとする。
- 第12 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。
- 第13 農林水産大臣は、規則第6条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付金等の交付の決定の内容（第7に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金等の額を確定し、都道府県知事に通知する。
- 2 農林水産大臣は、都道府県知事に交付すべき交付金等の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金等が交付されているときは、その超える部分の交付金等の返還を命ずる。
 - 3 前項の交付金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内（ただし、当該交付金等の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、交付金等の額の確定の通知の日から90日以内で農林水産大臣が定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 第14 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、第6の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県知事が、交付金等を交付金事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県知事が、交付金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 農林水産大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金等が交付されているときは、期限を付して当該交付金等の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 農林水産大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 2の規定に基づく交付金等の返還及び前項の加算金の納付については、第12の3の規定を準用する。
- 第15 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

別 表（第 2、第 3 及び第 8 関係）

事 業	経 費 の 内 容	補 助 率 等
1 離島漁業再生 支援交付金	離島漁業再生支援交付金実施要領（平成17年4月1日付け水漁第2356号農林水産事務次官依命通知）第9により市町村が集落協定に基づいて交付金を交付するのに要する経費の財源に充てるため、都道府県が資金を積立てるのに要する経費	定 額
2 離島漁業再生 支援推進交付 金	<p>(1) 市町村推進事業費 市町村が離島漁業再生支援推進交付金実施要領(平成17年4月1日付け水漁第2355号農林水産事務次官依命通知)第3の2の規定に基づいて行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県が市町村に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費</p> <p>(2) 都道府県推進事業費 都道府県が離島漁業再生支援推進交付金実施要領第3の1の規定に基づいて行う事業に要する次の経費 ア 推進指導事務に要する経費 イ 審査事務に要する経費 ウ その他推進事業の実施に要する経費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>

軽 微 な 変 更	
経 費 の 配 分 の 変 更	事 業 内 容 の 変 更
	次に掲げる変更以外の変更 別記様式第1号の記の2の(1)のアの 本年度積立額の増減
次に掲げる変更以外の変更 経費の内容の欄に掲げるア、イ及びウの 経費の相互間における30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 別記様式第1号の記の2の(2)の事業 内容の追加及び削除

別記様式第1号（第4関係）

平成 年度離島漁業再生支援交付金等交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣（沖縄県にあ
っては沖縄総合事務局長） 殿

都道府県知事 氏 名 印

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、離島漁業再生支援交付金等
交付要綱（平成17年4月1日付け16水漁第2354号農林水産事務次官依命通知）第4に基づ
き、金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

(1) 離島漁業再生支援交付金

離島漁業再生支援交付金積立計画（実績）

（単位：円）

区分	前年度末 積立額①	本年度積 立額②	資金取 崩額③	資金残額 ④=①+②-③	資金運用 益⑤	返還額⑥	次年度持越額 ⑦=④+⑤+⑥
離島漁業 再生支援 交付金							

（注）③～⑦については、実績報告時に記載すること。

(2) 離島漁業再生支援推進交付金

都道府県推進事業計画（実績）

区 分	内 容	備 考
1 推進事務		
(1) 市町村説明会開催	(開催時期) (開催回数) (参加人数) 月 回 人	
(2) 推進手引き作成	(作成部数) 部	
2 審査事務		
促進計画の策定指導	(指導時期) (指導市町村数) 月 市町村	
3 その他の推進事業		
(1) 現地指導	(指導時期) (指導目的) (指導市町村数) 月 市町村	
(2) 現地調査	(調査時期) (調査目的) (調査市町村数) 月 市町村	

3 経費の配分

(単位：円)

区 分	交付金事業 に要する経費	負 担 区 分		
		交付金	都道府県費	市町村費
1 離島漁業再生支援交付金	()	()	()	()
(1) 基本交付額				
(2) 基本加算交付額				
2 離島漁業再生支援推進交付金				
(1) 都道府県推進事業				
① 推進指導事務費				
② 審査事務費				
③ その他推進事業費				
(2) 市町村推進事業				
計				

注) 括弧内については、当該年度における離島漁業再生支援交付金の支払予定額（支払額）を参考までに記載する。

4 事業完了（予定）年月日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 離島漁業再生支援交付金					
2. 離島漁業再生支援推進交付金					
(1) 離島漁業再生支援推進交付金					
(2) 都道府県費					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 資金積立額					
2. 離島漁業再生支援推進交付金					
(1) 都道府県推進事業					
① 推進指導事務費					
② 審査事務費					
③ その他推進事業費					
(2) 市町村推進事業					
計					

別記様式第2号（第7関係）

平成 年度離島漁業再生支援交付金等変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣（沖縄県にあ
っては沖縄総合事務局長） 殿

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった離島漁業再生支援交付金等について、下記のとおり計画を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、離島漁業再生支援交付金等交付要綱（平成17年4月1日付け水漁第2354号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき承認されたく申請する。なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

注：金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。

記

記載事項については、別記様式第1号の記に準ずる。

注：交付金等交付の決定に係る内容及び経費の配分並びに変更後の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように作成するものとし、経費の配分及び収支予算は変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

別記様式第3号（第10関係）

平成 年度離島漁業再生支援交付金等遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣（沖縄県にあ
っては沖縄総合事務局長） 殿

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった離島漁業再生支援交付金等について、離島漁業再生支援交付金等交付要綱（平成17年4月1日付け水漁第2354号農林水産事務次官依命通知）第10の規定に基づき、下記のとおり交付金事業の遂行状況を報告する。

記

区 分	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B / A	備 考
	円	円	%	

区分欄には、別記様式第1号の記の様式の「3. 経費の配分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第4号（第12関係）

平成 年度離島漁業再生支援交付金等実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣（沖縄県にあ
っては沖縄総合事務局長） 殿

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び平成
年 月 日付け 第 号で変更通知）のあった交付金事業につい
て、下記のとおり実施したので、離島漁業再生支援交付金等交付要綱（平成17年
4月1日付け16水漁第2354号農林水産事務次官依命通知）第11の規定により、
その実績を報告する。

記

（注）記の記載事項は、交付申請書様式の記の記載要領に準ずる。
添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載
した資料、帳簿の写し又は補助金調書写しのいずれかを添付すること。

別記様式第5号（第11関係）

平成 年度離島漁業再生支援交付金等の概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 水産庁長官 殿
(沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった交付金事業について、下記により金 円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

平成 年 月 日現在

区 分	事業に要する経費	(A) 国庫交 付金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-(B)-(C) 残 額		事業完 了予 定年月 日	備 考
			金 額	出来高	金 額	〇月〇 日迄予 出来高	金 額	3月31 日迄予 定出 高		
離島漁業再生支援交付金	円	円	円	%	円	%	円	%		
離島漁業再生支援推進交付金										
計										